

今回は『通勤手当』のお話です。従業員さんに通勤手当をお支払いされている方は多いかと思えます。宗像の場合、通勤にマイカーを使われる方が多いですが、マイカー通勤者に対する特例の廃止も決まり、マイカー通勤の方は要注意です。今はインターネットで住所を入力するだけで、簡単に正確な通勤距離がわかるようになりましたので、後々従業員さんとトラブルにならないよう、ぜひ確認されてみてください。

## ～なんとなく「通勤手当は非課税」にしていますか？～

所得税法では非課税限度額が決められています。1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されますので、ご注意下さい。

通勤手当等の区分		非課税限度額
(1)交通機関又は有料道路を利用している者が受ける通勤手当		合理的な運賃等の額 (最高限度100,000円)
(2)自転車や自動車などの交通用具を使用している者が受ける通勤手当  ※片道15km以上となる通勤者の場合、電車やバスの運賃相当額までを非課税とする特例がありますが、この特例は23年12月で廃止されます。マイカー通勤者に交通機関の定期代分を渡されている方は、24年1月より限度額が変わりますので、ご注意下さい。	通勤距離が片道45キロメートル以上である場合	24,500円
	通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	20,900円
	通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	16,100円
	通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	11,300円
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	6,500円
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,100円
	通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	0円(全額課税)
(3)交通機関を利用している者が受ける通勤用定期乗車券		合理的な運賃等の額 (最高限度100,000円)
(4)交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している者が受ける通勤手当や通勤用定期乗車券		合理的な運賃等の額と(2)の金額との合計額 (最高限度100,000円)

## ～社会保険や労働保険の計算に通勤手当を加えていますか？～

社会保険や労働保険では所得税法とは異なります。課税・非課税に関係なく通勤手当は全額、保険料の計算の基礎に算入されます。社会保険料(健康保険料、介護保険料および厚生年金保険料)を算定する月額給与には通勤手当も含まれますし、労働保険(労災保険・雇用保険)を算定する賃金総額にも社会保険と同様に通勤手当が含まれます。

